



都市医師会 だより

旭川市医師会医政講演会

地域包括ケアシステム構築に 関する講演会

地域ケアネット旭川 副代表 **今本 千衣子**
(旭川市医師会地域ケア推進委員会 副委員長)

現在、超高齢化社会の進行の中で、地域包括ケアシステムを構築するにあたり医療はどうあるべきかが問われており、地域包括ケアシステムの成功のキーは地区医師会与行政の本気の連携、多職種の連携と『街づくり』をいかにするかということではないかと、いろいろなところで多くのかたが主張されておられます。そのことには皆様にも異論はあまりないのではないのでしょうか。

旭川は中核都市であり、高齢化が全国平均より進んでいる地域として、医師会も行政もそれぞれはそれなりの活動をしているのですが、いまひとつ風通しは十分ではありません。このたび、旭川市医師会と旭川市はこれらの問題を多くの関係者と共に機会として、これまで医療制度改革にたずさわってこられました元厚生労働事務次官の辻哲夫先生をお招きして平成28年10月12日（水曜日）に旭川グランドホテルで地域包括ケアシステムについて、講演をしていただきました。

およそ500名の医師、行政、介護関係者らが出席し盛会のうちに無事終了することができました。



写真 講演する辻哲夫先生

講演に先立ち、旭川市医師会長山下裕久先生より開会の言葉があり（写真1）、旭川市医師会からは「地域包括ケアシステム～医師会の取り組み～」と題して、地域福祉部部長の橋本和季先生（写真2）が活動報告をいたしました。現在、旭川における在宅支援診療所の開業医の平均年齢は63歳と若くはありません。医療側の問題点は、在宅医療を行っている医師の高齢化、また看取りを行っている病院・施設が少なく特定の施設に偏る傾向があることが述べられ、これからの地域包括ケアシステムに向けて、我々医療者は患者を診るのではなく病気をもった人と向きあう大切さ、そして困ったときはお互い様であり、わたくし達は資産として人の縁を大事にすべきであると話されたのが、とても印象的でした（座長 地域ケアネット旭川代表鈴木康之先生）。

続いて、旭川市福祉保険部介護高齢課地域支援担当課長の村椿慎一氏から行政の取り組みについて発表がありました。第6期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念の説明と、具体的計画現在行われている活動等の報告があり、旭川市には日常生活圏域ごとに11の地域包括支援センターが設置され、大きな特色として各支援センターに必ず精神保健福祉士が配置されていることから、認知症対応に関して独自の展開ができる可能性も示唆されました。

以上の報告の後、辻哲夫先生（写真）から『地域包括ケアの展望と地域医療への期待－柏プロジェクト』



写真1 山下裕久会長



写真2 橋本和季先生



写真3 岡田政勝副市長

トの取組を通して』と題してご講演をいただきました（座長 地域ケアネット旭川副代表 今本千衣子）。辻先生からは、今後の医療介護政策の方向として生活習慣病予防及びフレイルの予防が基本的に重要であることをご指摘いただき、これからは「治す医療」に加えて「支える医療」であること、そして病院医療は転換期にあり、何より一番大事なことは地域医療を担うのは我々開業医・かかりつけ医であるとのこと唆をいただきました。

その後、柏市でのシステムの具現化をお話いただきました。これから我々地域の包括ケアシステムをより具体的に実行するにあたり、何が不足で何をすべきか、アイデアを頂けたように思います。

閉会にあたり旭川市副市長岡田政勝氏（写真3）より挨拶をいただきました。

今回の開催が旭川市医師会と旭川市の共同開催であることが何より準備段階から大事な点でした。講

演会開催に向け、行政と医師会が風通しよく意見交換ができましたことも、大切な最初の一歩ではないかと思えます。

事後アンケートでは、行政が中心となる多職種の連携が必要で、市が事務局機能を担うことの大切さを改めて強く認識したとの記載が目立ちました。今回は旭川市医師会と旭川市の共同開催であることから、行政関係職員の方々の参加も多く、彼らから「行政としての将来の方向性、考え方を学ぶ機会となった」との前向きな記載、また、「地域包括ケアの背景や具体的モデルへの理解が深まった」などのコメントが多く寄せられました。

課題は山積しておりますが、今後の旭川での地域包括ケアシステムを構築するために関係各所、自分たちがそれぞれなさねばならないことが具体的に見えてきた有意義な講演会となりました。

お知らせ

— 生命保険「団体扱い」のお奨め —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

会員の皆様が加入されている下記生命保険会社（8社）の保険を、当会の『団体扱い契約』にしますと保険料が割引されます。

契約者が会員本人で『個人扱い』にてご加入されているご契約がありましたら、該当の生命保険会社担当者へ『北海道医師会の団体扱い』に変更したい旨、お伝えいただき、所定の手続きをお願いいたします。

記

【団体扱い生命保険会社名】

日本生命、ジブラルタ生命（旧セゾン生命分除く）、第一生命、住友生命、明治安田生命、富国生命、朝日生命、三井生命

※実際の割引料につきましては、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

※当会を退会した場合は、会員へ確認の上、個人扱いへ変更させていただきます。

団体扱いに変更された場合の保険料の払込方法は、以下のとおりです。

開業会員⇒「国保診療報酬」から引去
勤務医会員⇒口座振替により毎月5日に

所定の口座から振替いたします。

（全国の提携金融機関（一部を除く）
がご利用いただけます。）

「問い合わせ先」

○団体扱い該当の生命保険会社
または

○北海道医師会『総務課』（TEL011-231-1434）